

新旧対照表

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）

改 正	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(4) 略 (5) <u>地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）</u> (6) 略 2 <u>この条例で「国指定文化財」とは、次に掲げるものをいう。</u> (1) <u>法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された有形文化財</u> (2) <u>法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定された無形文化財</u> (3) <u>法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に指定された民俗文化財</u> (4) <u>法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定された記念物</u></p> <p>(指定等) 第3条 和歌山県教育委員会（以下「委員会」という。）は、<u>前条第1項第1号から第4号までに掲げるもの（国指定文化財を除く。）のうち、県にとって特に重要と認めるものを和歌山県指定文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。</u> 2～4 略</p> <p>(選定等) 第3条の2 略</p> <p>第3条の3 <u>委員会は、市町村の申出に基づき、県又は市町村が定めた景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、委員会規則で定める基準に照らして県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを和歌山県選定文化的景観（以下「選定文化的景観」という。）として選定することができる。</u></p> <p>第3条の4 略</p> <p>(解除) 第4条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、指定文化財の指定を解除することができる。 (1)～(3) 略 (4) 略 2～4 略 5 <u>指定文化財について、法第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項又は第109条第1項の規定による指定があったときは、当該指定文化財の指定は、解除されたものとする。</u> 6 略 7 <u>委員会は、選定文化的景観について、次の各号に該当する場合は、選定を解除することができる。</u> (1) <u>選定文化的景観が滅失したとき。</u> (2) <u>選定文化的景観が著しくその価値を失ったとき。</u> 8 <u>選定文化的景観について、法第134条第1項</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(4) 略 (5) 略</p> <p>(指定等) 第3条 和歌山県教育委員会（以下「委員会」という。）は、<u>前条各号に掲げるもののうち、県にとって特に重要と認めるものを和歌山県指定文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。</u> 2～4 略</p> <p>(選定等) 第3条の2 略</p> <p>第3条の3 略</p> <p>(解除) 第4条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、指定文化財の指定を解除することができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>指定文化財が法第27条、第71条、第78条及び第109条の指定を受けたとき。</u> (5) 略 2～4 略 5 略</p>

の規定による選定があったときは、当該選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

9・10 略

(指定、選定及び解除の審議)

第5条 委員会は、第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3若しくは第3条の4の規定により指定文化財の指定、選定保存技術の選定、選定文化的景観の選定若しくは選定伝統的建造物群保存地区の選定をし、又は前条第1項、第2項、第4項、第7項若しくは第9項の規定により、これらの指定、認定若しくは選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 委員会は、第3条第1項若しくは第3条の規定による指定若しくは認定又は第3条の2第1項、第3条の3若しくは第3条の4の規定による選定をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者及び保持団体（保持団体にあつては、その代表者。以下「保持者等」という。）又は市町村に通知するとともに、所有者等、保持者等又は市町村に指定書、認定書又は選定書を交付しなければならない。

2 委員会は、第4条第1項、第2項、第4項、第7項又は第9項の規定による指定、認定又は選定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

3 委員会は、第4条第3項、第5項、第6項、第8項又は第10項の規定による指定、認定又は選定の解除がされたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

4 所有者等、保持者等又は市町村は、前2項の通知を受けたときは、20日以内に指定書、認定書又は選定書を委員会に返付しなければならない。

5 略

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第9条 指定文化財の所有者等又は保持者等は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財の所有者等は、当該指定文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他適当な者を専ら自己に代わりその指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。

3・4 略

(管理団体による管理)

第10条 指定文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。）について、所有者等が判明しない場合又は所有者等若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該指定文化財の保存のため必要な管理（当該指定文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該指定文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、当該指定文化財の所有者等（所有者等が判明しない場合を除く。）並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等及び地方公共団体その他の法人に通知するものとする。

4 第1項の規定による指定については、第6条

6・7 略

(指定、選定及び解除の審議)

第5条 委員会は、第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3の規定により指定文化財の指定、選定保存技術の選定若しくは選定伝統的建造物群保存地区の選定をし、又は前条第1項、第2項、第4項若しくは第6項の規定により、これらの指定若しくは選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 委員会は、第3条第1項若しくは第3条の規定による指定若しくは認定又は第3条の2第1項若しくは第3条の3の規定による選定をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者及び保持団体（保持団体にあつては、その代表者。以下「保持者等」という。）又は市町村に通知するとともに、所有者等、保持者等又は市町村に指定書、認定書又は選定書を交付しなければならない。

2 委員会は、第4条第1項、第2項、第4項又は第6項の規定による指定、認定又は選定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。

3 所有者等、保持者等又は市町村は、前項の通知を受けたときは、20日以内に指定書、認定書又は選定書を委員会に返付しなければならない。

4 略

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第9条 指定文化財の所有者等又は保持者は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財の所有者等又は保持者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わりその指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3・4 略

第5項の規定を準用する。

5 指定文化財の所有者等は、正当な理由がなく、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第9条第1項の規定を準用する。

第11条 委員会は、前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除については、第6条第5項及び前条第3項の規定を準用する。

第12条 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

第13条 略

（届出事項）

第14条 指定文化財の所有者等、保持者等、管理責任者又は管理団体は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 指定文化財が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき

(3)～(7) 略

（届出事項等）

第14条の2 選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、所有者等は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に委員会へ届け出なければならない。ただし、選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りではない。

2 選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、委員会規則で定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執る場合、他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合又は保存に影響を及ぼす行為についてその影響が軽微である場合は、この限りではない。

3 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

4 選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、委員会は、第2項の届出に係る選定文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第15条 略

（経費の補助）

第16条 略

第16条の2 県は、選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、予算の範囲内でその経費の一部を補助することができる。

第16条の3 略

（損失の補償）

第10条 略

（届出事項）

第11条 指定文化財の所有者等、保持者等又は管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 指定文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき

(3)～(7) 略

第12条 略

（経費の補助）

第13条 略

第13条の2 略

（損失の補償）

第16条の4 第15条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、若しくはその許可に条件を付せられたことにより、又は第7条の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償することができる。

第17条 略

(指定文化財保存活用計画の認定)

第18条 指定文化財の所有者等又は管理団体（無形文化財又は無形の民俗文化財にあっては、保持者、保持団体若しくは地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。次条第1項、第22条及び第24条において同じ。）は、委員会規則の定めるところにより、指定文化財の保存及び活用に関する計画（以下「指定文化財保存活用計画」という。）を作成し、委員会の認定を申請することができる。

2 指定文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該指定文化財の名称及び所在の場所（無形文化財にあってはその名称及び保持者又は保持団体、無形の民俗文化財にあってはその名称、記念物にあってはその名称及び所在地）
- (2) 当該指定文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- (3) 計画期間
- (4) その他委員会規則で定める事項

3 前項第2号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 当該指定文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
- (2) 当該指定文化財（有形文化財に限る。）の修理に関する事項
- (3) 当該指定文化財（有形文化財であり、かつ建造物であるものを除く。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項

4 委員会は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その指定文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 当該指定文化財保存活用計画の実施が当該指定文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- (2) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- (3) 法第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- (4) 当該指定文化財保存活用計画（無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。）に前項第1号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- (5) 当該指定文化財保存活用計画（有形文化財に係るものに限る。）に前項第2号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が指定文化財の修理を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- (6) 当該指定文化財保存活用計画（有形文化財に係るものに限る。）に前項第3号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が指定文化財（建造物であるものを除く。）の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

5 委員会は、前項の認定をしたときは、遅滞な

第13条の3 第12条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、若しくはその許可に条件を付せられたことにより、又は第7条の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償することができる。

第14条 略

く、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた指定文化財保存活用計画の変更)

第19条 前条第4項の認定を受けた指定文化財の所有者等又は管理団体は、当該認定を受けた指定文化財保存活用計画の変更(委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、委員会の認定を受けなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第20条 第18条第3項第1号に掲げる事項が記載された指定文化財保存活用計画(無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。)が同条第4項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。次条及び第22条において同じ。)を受けた場合において、当該指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第15条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

(修理の届出の特例)

第21条 第18条第3項第2号に掲げる事項が記載された指定文化財保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)が同条第4項の認定を受けた場合において、当該指定文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第14条第7号の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

(認定を受けた指定文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第22条 委員会は、第18条第4項の認定を受けた指定文化財の所有者等又は管理団体に対し、当該認定を受けた指定文化財保存活用計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定指定文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第23条 委員会は、認定指定文化財保存活用計画が第18条第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第24条 委員会及び市町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長。)は、指定文化財の所有者等又は管理団体の求めに応じ、指定文化財保存活用計画の作成及び認定指定文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(報告)

第25条 委員会は、必要があるときは、所有者等、保持者等又は市町村に対し、指定文化財、選定文化的景観又は選定伝統的建造物群保存地区の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(報告)

第15条 委員会は、必要があるときは、所有者等、保持者等又は市町村に対し、指定文化財又は選定伝統的建造物群保存地区の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

第26条～第28条 略

(罰則)

第29条 指定文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する

2° 第15条の規定に違反して委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、指定文化財の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

3 略

第30条 略

第16条～第18条 略

(罰則)

第19条 指定文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する

2° 第12条の規定に違反して委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、指定文化財の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

3 略

第20条 略